

内閣参質一八〇第五五号

平成二十四年三月十六日

内閣総理大臣 野田佳彦

参議院議長 平田健二殿

参議院議員秋野公造君提出北九州市等におけるP C B 廃棄物の適正処理の確保に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員秋野公造君提出北九州市等におけるPCB廃棄物の適正処理の確保に関する再質問に対する答弁書

一について

日本環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）においては、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。）の処理施設の作業従事者がポリ塩化ビフェニルに曝露されることを防止するための対策及び作業従事者に対する健康管理対策として、先の答弁書（平成二十四年二月二十四日内閣参質一八〇第二八号）一についてでお答えした取組のほか、血液中のポリ塩化ビフェニルの濃度について上昇傾向が認められる作業従事者がいる場合等の注意が必要な場合には、当該作業従事者の作業内容の見直しを行うことや、産業医の指導・助言を求めるなど等の取組を実施していると承知している。会社においては、これらの対策を講ずることにより、作業従事者にポリ塩化ビフェニルによる健康への影響が生じないよう万全を期していると承知している。

二について

会社によれば、北九州事業所において、過去に血液中のポリ塩化ビフェニルの濃度が、御指摘の「生物学的許容値（一リットル当たり二十五マイクログラム）」を超えた作業従事者はいないとのことである。